

運 営 規 程

社会福祉法人 ふきのとう

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふきのとう（以下「この法人」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎会計年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の14第2項の規定により、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法第45条の18第3項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集権者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その他の理事が招集する。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各役員（各理事及び各監事）に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第7条 各役員（理事及び監事）は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第10条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 13 条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を受けた上で、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議の方法)

第 14 条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(採決の方法)

第 15 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議案については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第 16 条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに各役員(各理事及び各監事)に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 17 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 18 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面(又は電磁的記録)をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第 19 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(権限)

第 20 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長(及び業務執行理事)の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備 *一定規模以上の法人のみ対象
 - (6) 役員等(理事、監事、会計監査人)又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
 - (7) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第 21 条 理事長(及び業務執行理事)は、毎会計年度に 3 か月に 1 回以上(毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認

めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第 22 条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局に事務処理の担当者 1 名を配置し、事務局長がこれにあたる。

(補則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は、2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行する

2 この規程は、2024（令和 6）年 4 月 26 日から施行する。